(公印省略) 学子第35-80号 令和4年1月31日

各市町村(中核市除く)児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部 私学・子育て支援課長 廣田 暢実

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等の 重点化における検査の対象者について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

令和4年1月28日付け感疾第30444-5003号にて感染症・がん疾病対策課から別添のとおり通知が発出されました。それに伴い、令和4年1月26日付け学子第35-79号で私学・子育て支援課から発出しました通知、フローについては変更が必要となったため、廃止させていただきます。

保育所等で陽性者が発生した場合の対応は、下記のとおりとなります。

記

- 1. 濃厚接触者の可能性の判断は、保育所等が、接触状況を確認し、園医等と相談の上判断する。
- 2. 濃厚接触者の可能性がある人へ保育所等から行う指導は、
 - (1) 陽性者と最後に接触した日から10日目まで健康観察をお願いする。
 - (2) 症状が出た場合は、医療機関へ連絡し、受診をお願いする。
- 3. 外出自粛については、園医等と相談の上、保育所等が判断するが、濃厚接触の可能性のある人は、濃厚接触者と同期間(1月31日時点では7日間)の不用・不急の外出を避けることが望ましいとされている。

※濃厚接触の可能性があっても無症状者については、積極的疫学調査等の対象になりません。

この通知以前に濃厚接触者と特定され、10日間の外出自粛になっている者も7日間の外出自粛に変更となります。

事務担当:保育係

T E L: 027-226-2626

	疫学調査重点化の 対象者(※1)	調査対象者以外
有症状者	(<u>*</u> 2)	
無症状者	・65歳以上 ・重症化リスクのある方 ・保健所長が必要と認める方	

- ※1 陽性者の同居家族、医療機関・高齢者施設・障害児者施設の濃厚接触者
- ※2 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で 診断することができる

事業所や学校等で新型コロナウイルス感染症患者が 発生した場合の対応について

濃厚接触の可能性の判断や対応方法

事業所、学校等

1 濃厚接触の可 能性のある方 の範囲 患者の発症2日前から、患者が隔離されるまでに患者(確定例)と接触のあった者のうち、以下のいずれかに該当

- (1)手で触れることの出来る距離(目安として 1メートル)で、必要な感染予防策なし(マスクなし等)で、「患者 (確定例)」と 15 分以上の接触があった者
- (2) 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- (3) 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- (4) 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質 に直接触れた可能性が高い者

2 濃厚接触の可 能性を判断す る者 事業所及び学校等が、接触状況を確認し、産業医、学校医 等と相談の上、判断します。

3 濃厚接触の可 能性がある方 への指導内容 (1) 患者(確定例)と最後に接触した日から10日目まで健康観察をお願いします。

(2)症状が出た場合は、医療機関へ連絡し受診をお願いします。

事業所及び学校 等から指導願い たいこと (3) 外出自粛については、産業医、学校医等と相談の上、事業所及び学校等が判断します。

(濃厚接触の可能性のある方は、濃厚接触者と同期間(7日間)の不要・不急の外出を避けることが望ましい)